

近隣自治体の空家対策について

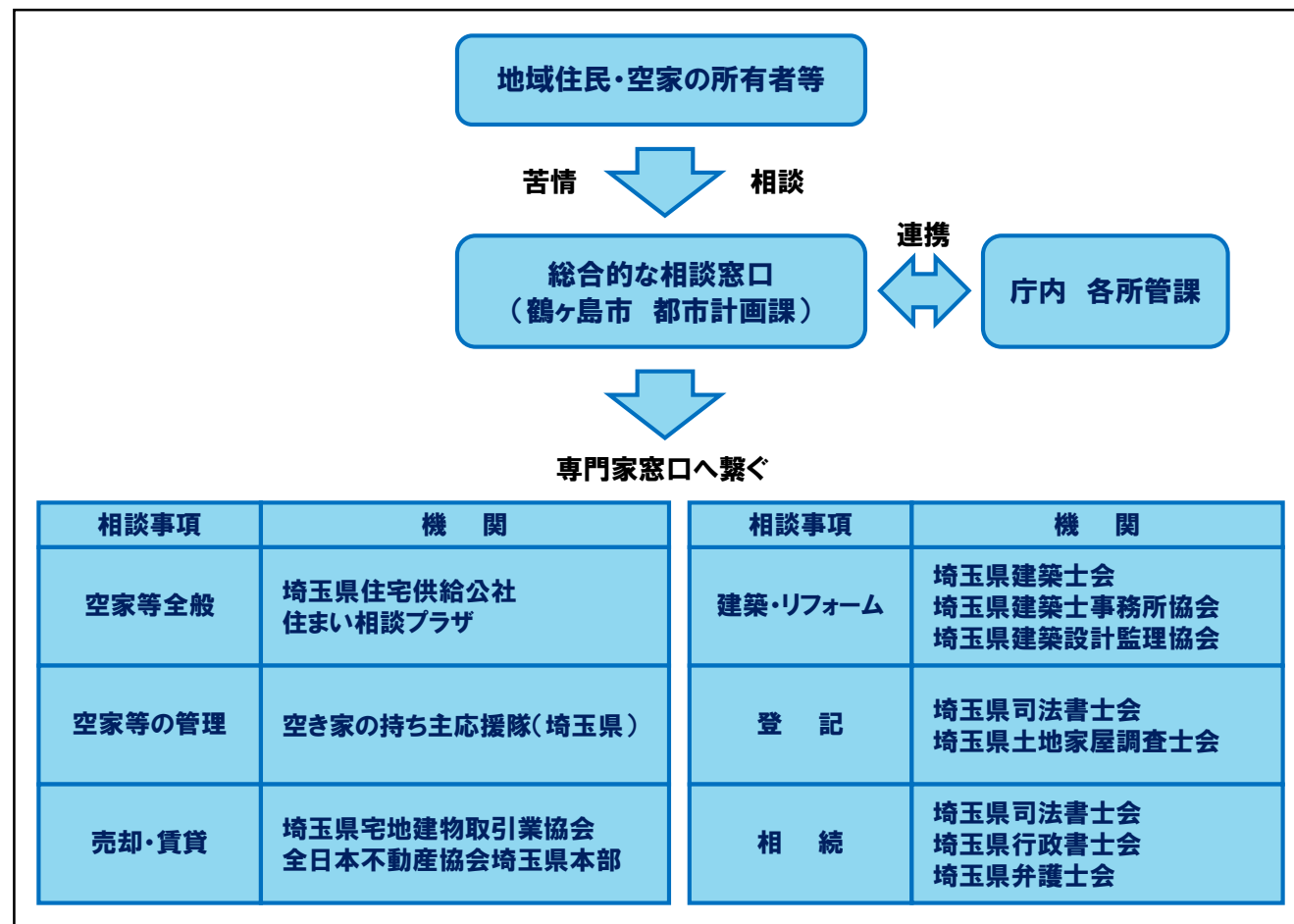
近隣自治体で行われている空家対策の中で、参考となる事例を整理しました。紹介する事例はその自治体独自の取り組みというわけではなく、他の自治体でも行われています。

事例の特徴として、自治体単独で行っているのではなく、各種団体等と協力・連携して行っている点があります。協力・連携する各種団体等の専門性や強みを活かすことで、空家対策をより推進していくことができると考えられます。

① 相談窓口の一元化

空家に関する相談は、「管理」「相続」「売却」「賃貸」「リフォーム」「解体」「土地活用」等様々なものがあり、空家の所有者等が抱える問題に対して適切に助言・提案を行う必要があります。

鶴ヶ島市では空家等に関する総合的な窓口を庁内に設置し、各所管課と連携しながら地域住民や空家の所有者等からの相談に対応しています。また、庁内だけでは解決できない相談に対しては各種専門家へ繋ぎ、連携しながら対応しています。

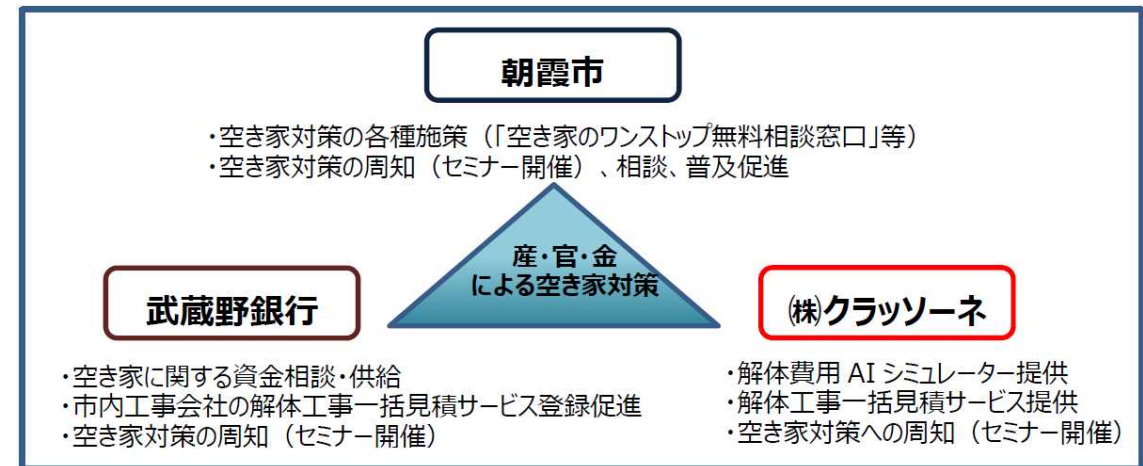


資料：相談窓口イメージ（鶴ヶ島市空家等対策計画参照）

② 建物解体等の支援（産・官・金の連携による空家対策）

令和4年度和光市空家空家等実態調査において実施した所有者アンケートでは、空家対策についての要望の設問で、「信頼できる不動産事業者、管理会社、解体・リフォーム業者などの紹介」に対して多くの回答がありました。老朽化等により建物自体に課題のある空家の根本的な解決には、空家を解体することが必要ですが、解体業者をどう選べばよいのか分からない方も多いと考えられます。

朝霞市では株式会社クラッソーネ及び株式会社武蔵野銀行と協定を締結し、クラッソーネが空家所有者に対して解体費用シミュレーター（解体業者への見積もり依頼も可能）を紹介、武蔵野銀行が市内の空家所有者の資金の相談について対応、両社が空家対策推進のための情報提供等を行っています。



資料：空家対策の促進に係る連携体制（武蔵野銀行 NEWS Release より）

③ 空き家バンクの利用促進（宅建協会等の協力）

空き家バンクは、空家を売りたい・貸したい所有者と、空家を買いたい・借りたい利用希望者をつなぐ制度です。主に市町村が主体となって運営され、要件を満たした物件をホームページで紹介しており、全国版空き家・空き地バンクに参加している自治体の物件は、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できます。

空き家バンクは埼玉県内の多くの自治体が設置していますが、ほとんどの自治体が埼玉県宅地建物取引業協会等と協定を締結し、物件登録や情報提供は自治体が行い、物件交渉や契約に係る媒介などは、協定締結団体の業者が行っています。



資料：三郷市空き家バンクイメージ図（三郷市空家等対策計画より）